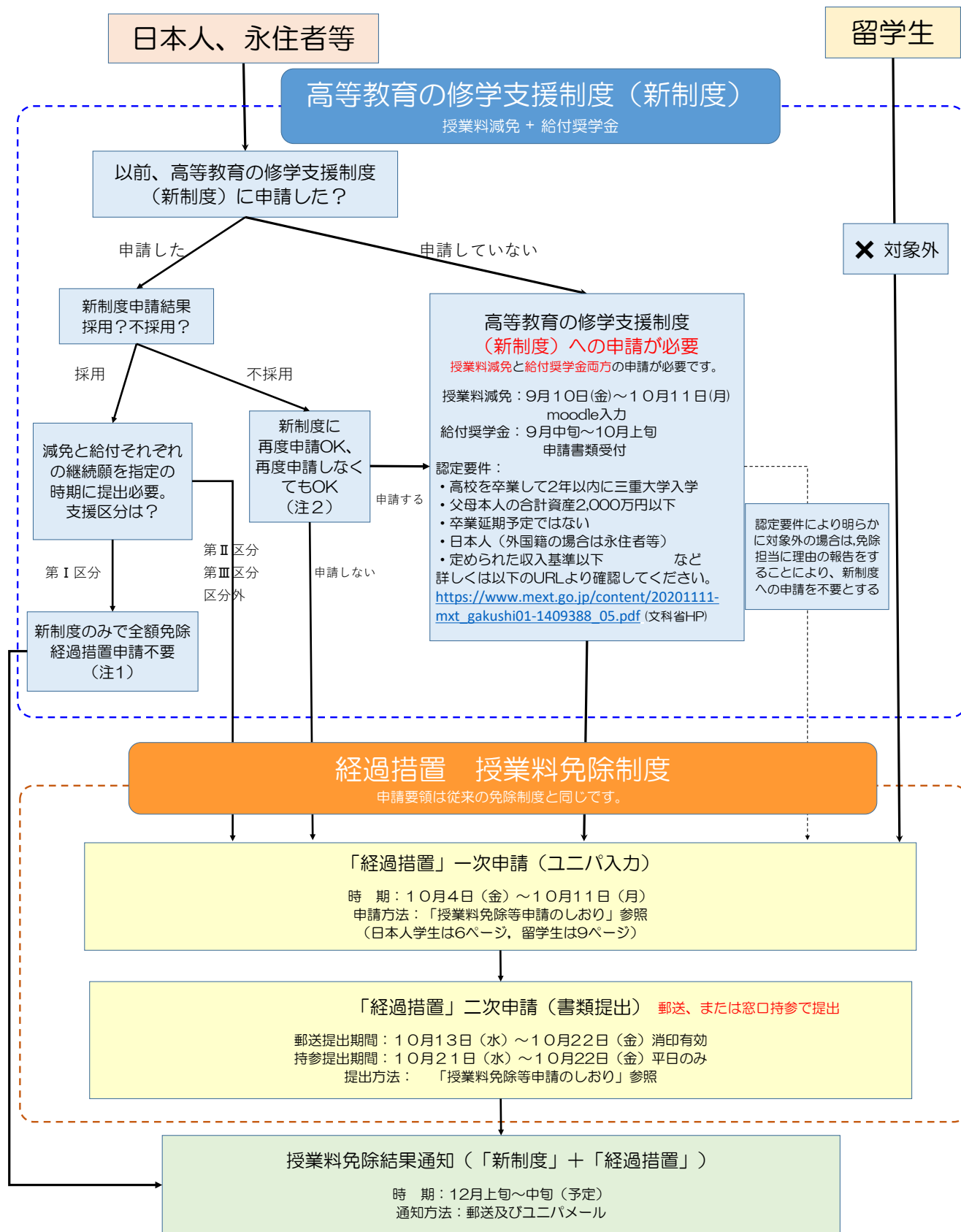


授業料免除申請フローチャート



(注1) 第I区分であれば、経過措置に申請しなくても新制度のみで全額免除となりますが、夏頃に日本学生支援機構がマイナンバーを用いて収入額等により家計基準を判定し支援区分の見直しを行い、後期分は第I区分ではなくなる可能性があります。9月～10月頃、日本学生支援機構のスカラネットパーソナルで10月からの支援区分が確認できます。第I区分以外となった場合、後期は経過措置に申請することをお勧めします。

(注2) 新制度の不採用の理由により、再度申請するかを判断してください。
 家計基準は、令和2年度前期は父母本人の「平成30年分収入」、令和2年度後期は「平成31年・令和元年年分収入」、令和3年度前期は「平成31年・令和元年年分収入」、令和3年度後期は「令和2年年分収入」で判定しています。
 学業基準は、前学年までのGPA値及び修得単位数で前期、後期とも判定しています。